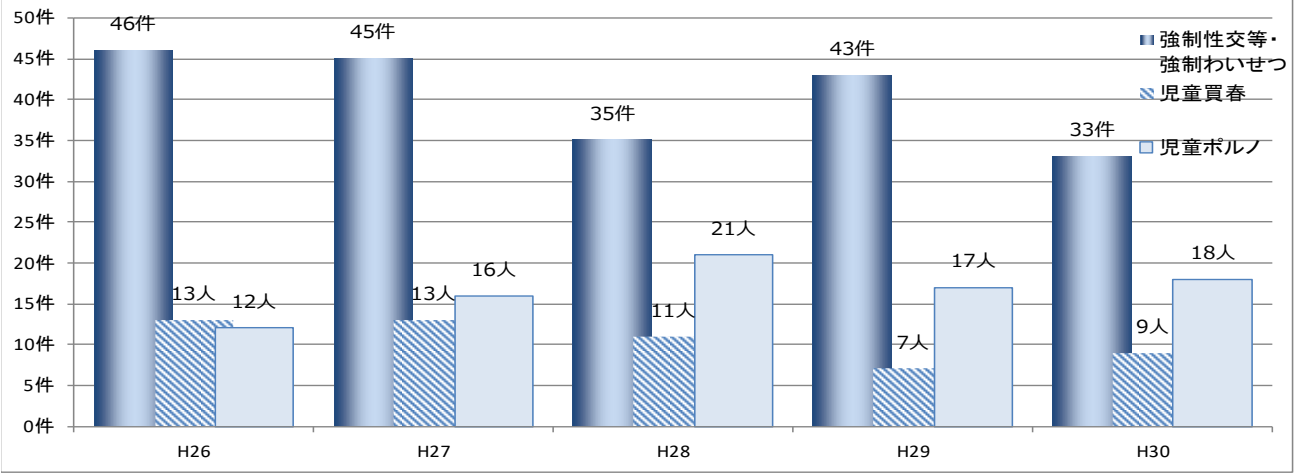


# 長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について

## 1 県内の子どもの性犯罪被害の状況（警察統計から）

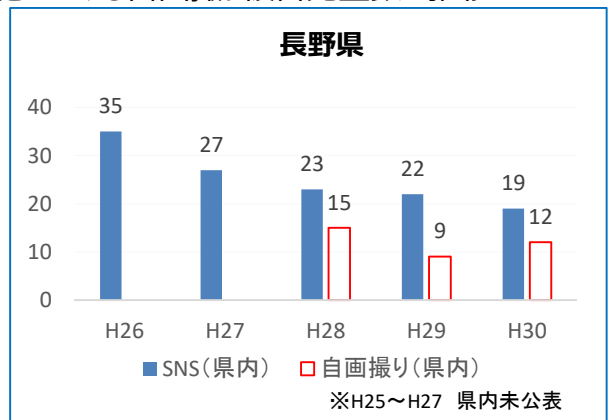
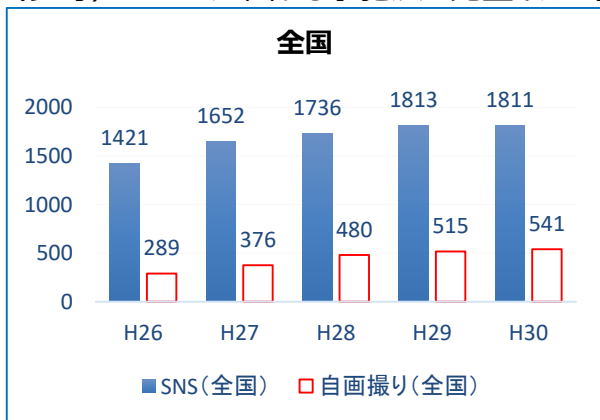


県内		(暦年)	H26	H27	H28	H29	H30	備考
刑法	強制性交等・強制わいせつ		46件	45件	35件	43件	33件	被害件数
児童買春ポルノ	児童買春		13人	13人	11人	7人	9人	被害者数
禁止法	児童ポルノ		12人	16人	21人	17人	18人	〃
長野県子どもを性被害から守るための条例	威迫等による性行為		-	-	-	0人	0人	〃
	深夜外出		-	-	-	2人	2人	〃
合計			71	74	67	69	62	

(参考:全国)

刑法	強制性交等・強制わいせつ	4226件	3628件	3245件	3233件	2887件	被害件数
児童買春ポルノ	児童買春	466人	518人	577人	645人	544人	被害者数
禁止法	児童ポルノ	746人	905人	1313人	1216人	1276人	〃
都道府県の青少年保護育成条例等	みだらな性行為等	1312件	1266件	1305件	1390件	未公表	送致件数
	深夜外出	1101件	1030件	858件	898件	未公表	〃

(参考) SNSに起因する事犯及び児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数の推移



## 2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況

平成30年度に県警から県へ情報提供のあった威迫等による性行為等（条例第17条第1項）の違反事案は0件、深夜外出制限（条例第18条第2項）の違反事案は3件。

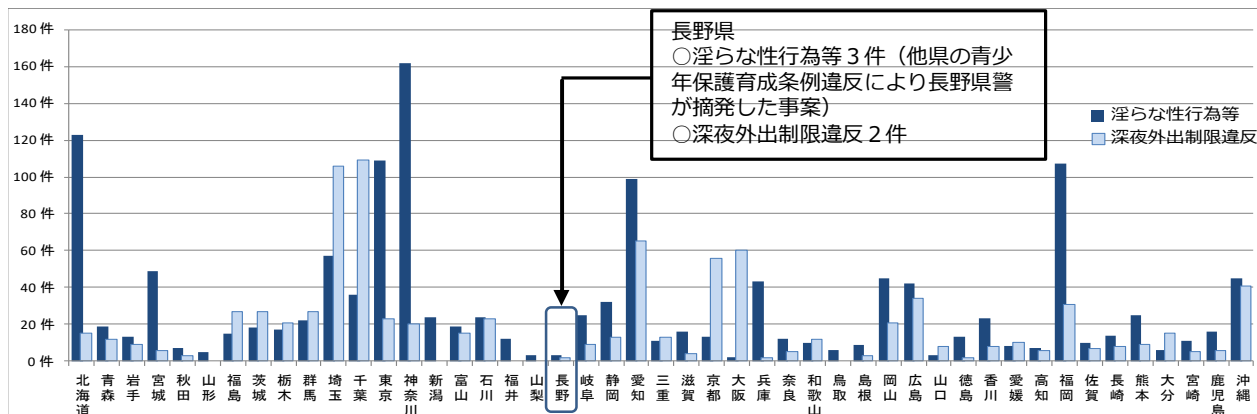
また、威迫等に該当しない性行為等（いわゆる第2類型\*）の事案に関する報告は0件。

内容	県警から県へ報告のあった事案 (報告時期で集計)	
	条例の罰則施行日（平成28年11月1日）から平成29年度末まで	平成30年度
威迫等による性行為等 (条例第17条第1項)	0件	0件
深夜外出制限違反 (条例第18条第2項)	2件	3件
威迫等に該当しない性行為等 (本県罰則なし：第2類型*)	4件	0件

※第2類型：青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為

(参考) 都道府県別の青少年保護育成条例等の摘発件数 (H29：暦年)

全国 淫らな性行為等 1,390件 深夜外出制限違反 898件



## 3 長野県性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）の相談状況（H30年度）

新規相談件数74件のうち、被害時年齢が18歳未満であった相談は32件となっている。

74件の事案に対してセンターが行った対応について、令和元年（2019年）5月23日開催の長野県性暴力被害者支援センター運営会議に報告し、委員から助言・指導を受けている。

区分	意思に反する性交等	意思に反するわいせつ	性的虐待・DV（性暴力）	左記の小計	その他	合計
被害時年齢が18歳未満の件数	10件	14件	3件	27件	5件	32件

注) 上記区分は相談内容から判断したもの（警察認知ではない）

## 4 長野県内の児童相談所の状況（H30年度）

児童虐待対応件数は2,370件であり、うち性的虐待は15件となっている。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
性的虐待	29件	11件	22件	20件	15件